

福岡県公報

平成17年 6 月13日
第 2 3 9 9 号

目 次

告 示 (第1149号-第1163号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 1
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 2
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 2
○公共測量の実施	(土木管理課) 3
○公共測量の実施	(土木管理課) 3
○公共測量の終了	(土木管理課) 4
○公共測量の終了	(土木管理課) 4
○公共測量の終了	(土木管理課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) 5
○土地改良法第95条第 1 項に定める者の換地処分	(農地計画課) 5
○土地改良区の換地処分	(農地計画課) 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
公 告		
○落札者等の公示	(税 務 課) 6

公 安 委 員 会

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第 1 項の

規定に基づく同法第 3 条第 1 項の許可の取消し

(警察本部生活安全総務課) 6

正 誤

○道路の区域の変更 (平成十六年三月福岡県告示第六百五十八号) 中

正誤..... 7

告 示

福岡県告示第1149号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年 6 月13日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	飯 塚 線 福 間	前	鞍手郡若宮町大字沼口845番 2 先から 同郡同町大字沼口818番 9 先まで	7.6 ~ 10.8	120.6
			後	同上	8.8 ~ 11.6	120.6
直 方	県 道	飯 塚 線 福 間	前	鞍手郡若宮町大字山口1221番先から 同郡同町大字山口2551番 3 先まで	7.4 ~ 10.4	291.8
			後	同上	10.0 ~ 15.5	291.8

福岡県告示第1150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利	株式会社サニー 代表取締役 木内 政雄

福岡県告示第1151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄3丁目113番 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利	株式会社サニー 代表取締役 木内 政雄

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利	株式会社サニー 代表取締役 木内 政雄

福岡県告示第1152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ御笠川店

(2) 所在地 福岡県大野城市御笠川四丁目13番1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年1月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,451㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大野城市御笠川四丁目13番1号	178

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大野城市御笠川四丁目13番1号	95

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県大野城市御笠川四丁目13番1号	110.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県大野城市御笠川四丁目13番1号	26.6

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ九州株式会社	24時間	
その他未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県大野城市御笠川四丁目13番1号

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1153号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(道路台帳)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉北区	平成17年5月31日から 平成17年6月25日まで

福岡県告示第1154号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区大字前田	平成17年6月2日から 平成17年8月31日まで

福岡県告示第1155号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（県営土地改良事業の確定測量図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町大字上別府地域	平成17年3月15日

福岡県告示第1156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区一枝一丁目、二丁目	平成17年3月31日

福岡県告示第1157号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字木下	平成17年3月31日

福岡県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	築上郡築城町大字寒田1969番1先から 豊前市大字求菩提587番1先まで	1.0 ～ 18.5	5,961.8

豊前	県道	犀川線 豊前	前	築上郡築城町大字寒田1969番1先から豊前市大字求菩提562番2先まで	8.1 ～ 175.3	7,036.0
			後	築上郡築城町大字寒田1971番1先から豊前市大字求菩提587番1先まで	1.0 ～ 18.5	
			後	築上郡築城町大字寒田1971番1先から豊前市大字求菩提562番2先まで	9.3 ～ 175.3	7,072.0

福岡県告示第1159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊前	県道	新吉富豊前線	前	築上郡新吉富村大字中村370番2先から同郡同村大字中村362番2先まで	5.8 ～ 11.7	155.0
			後	同上	5.8 ～ 11.5	

福岡県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成17年6月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	新吉富豊前線	築上郡新吉富村大字中村369番2先から同郡同村大字中村362番2先まで

福岡県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
赤池町郷ノ谷土地改良事業共同施行	田川郡赤池町大字上野（赤池町郷ノ谷地区）	平成17年5月19日

福岡県告示第1162号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
五十石土地改良区	田川郡大任町大字今任原	平成17年5月24日

福岡県告示第1163号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人KETOY.jp

(2) 代表者の氏名

古賀 栄蔵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院二丁目17番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、バングラデッシュの貧しい層の人々に対して、その人々が作る手工芸品、生活雑貨の輸入販売に関する事業を行い、バングラデッシュの職人を確保し生活の安定をはかり、子供達に教育を受ける機会を与えることに寄与することを目的とする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

県税に係る収納事務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神2丁目13番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

96,087,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第113号

次の者は、平成17年4月15日福岡県公安委員会告示第77号により告示した聴聞期日に出席しないため、行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条第1項の規定に基づき、平成17年6月2日同法第3条第1項の許可を取り消す決定をした。

被処分者が所在不明のため通知できないので、この告示をもって通知に代える。

平成17年6月13日

福岡県公安委員会

1 期日

平成17年6月2日

2 営業所の所在地及び営業所の名称

福岡市中央区天神3丁目4番15号 天神バックス館5階
club C

3 不利益処分の名あて人となるべき者・処分に係る者

住所 福岡市博多区美野島1丁目26番6号
氏名 田中 秀明

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
16 ・ 3 ・ 31	2225	告示	658	18		○		表中		
									築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 豊前市大字求菩提五八七番一先まで 築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 豊前市大字求菩提五六二番二先まで 築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 豊前市大字求菩提五八七番一先まで 築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 豊前市大字求菩提五六二番二先まで	築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 同郡同町大字求菩提五八七番一先まで 築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 同郡同町大字求菩提五六二番二先まで 築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 同郡同町大字求菩提五八七番一先まで 築上郡築城町大字寒田一九六九番一先から 同郡同町大字求菩提五六二番二先まで

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)